

北海道情報大学情報センター運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報大学情報センター規程第7条第2項の規定に基づき、北海道情報大学情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、北海道情報大学情報センター（以下「センター」という。）に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理・運営の基本方針に関すること。
- (2) 学術研究用システムに関すること。
- (3) 情報処理教育システムに関すること。
- (4) 学内外ネットワークの管理・運用に関すること。
- (5) ホームページの管理運営に関すること。
- (6) その他センターの運営に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報センター長
- (2) 各学科長
- (3) 各管理部門責任者
- (4) 事務局次長（情報システム管理室担当）
- (5) 情報システム管理室長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、情報センター長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がこれに当たる。

(会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、情報システム管理室において処理する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 北海道情報大学電算機教育運営委員会規程、北海道情報大学学術情報委員会規程、北海道情報大学学術情報委員会スペース・コラボレーション・システム事業専門委員会内規及び北海道情報大学ホームページ管理委員会内規は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年7月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月30日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。